

ご寄附に関する税金優遇措置について

当協会は公益財団法人（特定公益増進法人に該当）の認定を受けています。
当協会へのご寄附は、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の個人住民税について税制上の優遇措置の対象となります。

◆所得税及び個人住民税について

所得税に関しては、寄附金控除として「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択いただけます。確定申告の際、当協会発行の領収書と証明書を添付してください。

・所得控除

寄付金の合計額－2,000円が、**所得金額から控除**されます。

$$[\text{所得金額} - (\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{円})] \times \text{各自の税率} = \text{控除後の税額}$$

・税額控除

(寄付金の合計額－2,000円)×40%の額が、直接、**税額から控除**されます。

$$\text{税額} - [(\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%] = \text{控除後の税額}$$

※税金優遇措置の対象となるのは、寄附合計額がその年の総所得金額の40%までです。

※税額控除の場合、控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

※一般的に税額控除を選択したほうが有利となりますが、所得と寄付金の額によっては、所得控除の方が還付額が大きくなる場合があります。

個人住民税については、当協会への寄附が条例指定対象寄附金に指定されている都道府県・市区町村にお住まいの方は、確定申告の手続きをすると自動的に個人住民税の寄附金控除の対象となります。

◆法人税

特定公益増進法人に対する寄附として、一般の寄附による損金算入限度額とは別枠で特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。確定申告の際に、当協会発行の領収書を添付してください。

◆相続税

相続財産をご寄附いただく場合、寄附財産に対する相続税が非課税となります。手続きには、別途証明書等が必要となりますので、協会までお問い合わせください。

◆お問い合わせ

公益財団法人 埼玉県生態系保護協会 総務担当
TEL:048-645-0570 (平日 9:30~17:30) FAX: 048-647-1500

ご注意

1. 当協会は、2013年4月1日より公益財団法人となりました。このため、優遇措置は2013年4月1日以降の寄附が対象となります。また、所得税の税額控除は、2013年8月8日以降の寄附から選択が可能となります。
2. 税金優遇措置に関するご相談は、最寄りの税務署・税務相談室へお問い合わせください。